

子どもの遊び場の整備のあり方について

1 児童館の種別 機能・特徴 ※【対象児童】0歳～18歳未満のすべての児童

【資料1】 令和7年9月25日

	小型児童館	大型児童館 A型	大型児童館 B型	大型児童館 C型
面積	217.6㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上	
設置・運営	市町村等	都道府県	都道府県、市町村等	
機能・特徴	・児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする。 ・地域組織活動を促進する。	・小型児童館機能＋体力増進や年長児童育成機能 ・県内児童館の指導及び連絡調整等の中枢機能	・小型児童館機能＋自然の中で宿泊や野外活動が行える機能	・小型児童館機能＋芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように多様にニーズに対応できる機能
設備	集会室、遊戯室、図書室 (必要に応じ相談室、創作活動室、静養室、児童クラブ室等)	小型児童館＋(必要に応じ研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等、移動型児童会館用車両)	小型児童館の設備等＋宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。	小型児童館機能＋劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設
職員	児童厚生員2人以上	小型児童館＋必要に応じてその他の職員の配置	小型児童館＋必要に応じてその他の職員の配置	小型児童館＋必要に応じてその他の職員の配置
施設数(2023年時点)	全国2,427か所(県内70か所)	全国15か所(県内1か所)	全国3か所	全国0か所
施設数の推移(対2001年)	△394か所	△2か所	△1か所	△1か所

秋田県児童会館

2 秋田県児童館の機能と利用状況等

児童館機能

- ・レクリエーションホール
- ・木育ルーム
- ・図書室
- ・工作ルーム
- ・音楽室など

【令和6年度利用人数】
事業入館者：14,876人
自由来館者：60,004人

博物館機能

- ・プラネタリウム
- ・科学実験室
- ・展示ルームなど

【令和6年度利用人数】
博物館事業：9,447人

劇場機能

- ・子ども劇場
けやきシアター
(778名収容)

【令和6年度利用人数】
劇場：28,965人

その他機能

- ・移動児童館
- ・県内児童館の連絡調整

R 6 利用者アンケート等

①利用頻度 月1回以上：約3割

②利用地域：秋田市 約7割

③利用の主な理由

- ・自由に遊ばせられる：約5割
- ・遊具やおもちゃで遊べる：約5割
- ・悪天候でも利用できる：約5割

④遊び場の選択時に重視するもの

- ・子どもと遊ぶものが充実：約8割
- ・自由に遊ばせられる：約7割
- ・安心して遊ばせられる：約4割



【求められている遊び場像】

- ・子育て中の親と子ども（未就学児と低学年の兄弟）が一緒に利用できる施設
- ・天候に左右されず利用できること
- ・誰でも遊べる遊具があること（インクルーシブ遊具等）
- ・子どもが安全・自由に遊べる空間
- ・遊び場環境の地域差がないこと

3 市町村の遊び場の整備状況

(1) 県内各地の主な遊び場

相談機能を有した身近に利用できる魅力的な遊び場の整備が各地で進んできている。

【大館市】つどいの広場ひよこ

【三種町】子育て交流施設「みっしゅ」

【八郎潟町】えきまえ交流館「はちパル」

【井川町】子育て支援多世代交流館「みなくる」

【秋田市】子ども広場（フォンテ）、子育て交流室（アルヴェ）

【大仙市】まるこのひろば



三種町の「みっしゅ」



井川町の「みなくる」

(2) 新たな遊び場の整備の動き

県内でも新たな遊び場の整備が各市町村で計画されているが、その内容は児童館の整備ではなく、相談機能を有した遊び場が主流となっている。

【大仙市】神岡中央公園に屋内遊び場施設を整備予定（令和9年度オープン）

【美郷町】屋内遊び場、親子のふれあいの場、子育て相談の場の複合施設を整備中（令和8年度オープン）

【能代市】こどもの遊び場などを備えた屋内施設を米代川沿いの河畔公園に整備する方針（令和7年度中に基本計画策定）

【男鹿市】図書館とこどもの遊び場の複合施設を整備する方針



大仙市の遊び場の整備イメージ

4 遊び場が併設されている観光施設や体験施設、運動施設

(1) 観光施設、体験施設、運動施設と併用している遊び場

（観光施設）秋田ふるさと村、（科学館）こども館、フェライト子ども科学館

（運動施設）エスパーク★にかほ、（木育）木のおもちゃ館



にかほ市の「エスパーク★にかほ」

5 子どもの遊び場に関する現況の整理

	項 目	現 況
1	大型児童館と児童館の役割	①秋田県児童会館は県内唯一の大型児童館で、未就学児やその親、小学生から中学生までの利用がある。 ②児童会館は秋田市に所在しているため、利用者の多くが近隣の小中学生（学区の制限があり子どもだけの利用）や秋田市内の子育て中の家族となっている。 ③市町村の児童館は放課後の小学生の居場所としての役割が大きく、主に小学生が利用している。
2	遊び場環境の地域差	・市町村において、隣県の山形県のように、利用者のニーズに応え、天候に関わらず利用できる遊び場の整備により、身近な地域で遊べる環境づくりが進んでいる。 参考：山形県では、県内各地域に屋内遊戯施設が整備されている。 ・遊び場の利用を求め、地域間の交流が促され、地域の活性化につながっている。 参考：三種町の「みっしゅ」は近隣市からの利用の方が多い
3	求められている遊び場とは	・県内の好評を得ている施設は、遊び場だけでなく、相談機能や交流機能を有しており、また、他県の事例ではコミュニティセンター、道の駅等と複合的に整備されている。 ・秋田県の9歳以下の子どもの数が児童会館設置時（1980年）の約176千人から2040年に約31千人まで減少すると予想される中で、他県の事例等でも全県で1つのような大型の施設を保有・設置せず、小、中規模の施設が多くなっている。 参考：令和2年度に山形県こども館が閉館

6 今後の子どもの遊び場の整備のあり方の論点

- （1）子どもや子育て中の家族が利用する遊び場について、全県規模の施設は新たに必要か。
- （2）今後、整備する遊び場として、欠かせない機能は何か。
- （3）遊び場は、どのような立地条件を満たす場所であるべきか（公共交通機関の整った場所や十分な駐車場が確保できる郊外など）。
- （4）廃校舎や空き店舗等の遊休施設の積極的な活用は必要か。
- （5）遊び場の整備について、県と市町村の役割分担はどうあるべきか。

（参考）人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する提言（令和6年3月）から抜粋

【公共施設等の適正配置・機能更新】

- 公共施設の機能の必要性については、市町村や民間の代替性の有無という観点に基づく検討が必要。
- 公共施設の必要性については、専用の県有施設の必要性の有無という観点に基づく検討が必要。
- 機能・施設の必要性が認められる場合であっても、建替手法や規模の妥当性という観点に基づく検討が必要。
- こうした検討に当たり、各公共施設の利用状況や受益者負担という視点を踏まえた上での、維持管理や更新の費用について、県民や関係団体等の意見を十分に聞きながら、検討を進めることが必要。